

松江フィルムコミッション協議会取材費用支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 松江市では、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光関連事業者の経済支援および再活性化を目指し、観光誘客に繋げるための取り組みとして、「ReHappy!キャンペーン」を行っている。当事業「松江フィルムコミッション協議会取材費用支援助成金」は「ReHappy!キャンペーン」の取り組みの一環として、県外のメディア等が実施する島根県松江市内における観光地等の現地取材やロケ（撮影）に係る費用（以下「取材費用」という。）を助成することにより、マスメディア等における松江市の露出を高め、知名度向上、観光情報の発信及び松江市への誘客推進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき、取材費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 取材に基づく①テレビでの放映（CMを含む）②映画の公開③雑誌等（WEBを含む。）への記事の掲載等（①②③とも以下「記事の掲載等」という。）により、松江市の観光情報発信や観光誘客が期待されること。
- (2) 松江市内を現地取材し、記事の掲載等を行うこと。（島根県内の2カ所以上の市町村を取材する場合は松江市を主な取材地としたものを対象とする。）
- (3) 原則として令和3年3月31日までに記事の掲載等が実施されること。（但し3月31日までに取材が終了し、後に放送日等が確定している場合は対象とすることが可能。）
- (4) 必要に応じて速やかに松江フィルムコミッション協議会（以下「松江フィルムコミッション」という）、松江市、松江観光協会等と取材行程等の連絡調整を行うことができる体制が整備されていること。
- (5) 当該年度内に、この要綱に基づく取材費用支援助成金の決定または支払が行われていないこと。
- (6) 第3条（1）に掲げる項目について、島根県、松江市、松江市内の町・観光協会、及び島根県内の市町村を含む広域観光連携団体等が実施する他の補助金を受けていないこと。
- (7) 撮影時においては、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションが掲げる「ロケ撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の内容を遵守し、感染予防対策に努めること。

(助成対象経費及び額)

第3条

- (1) この要綱に基づく取材費用の対象経費は次に掲げるものとする。

- ① 交通費
 - ・往復の交通費（航空券代、新幹線代、高速道路料金、ガソリン代など）
 - ・公共交通を利用した場合の市内移動費
 - ・ロケバス・タクシー・レンタカー代（市内事業者への支払いにかかる経費。あるいは出雲空港から松江市内への移動にかかる経費など）
- ② 宿泊費（市内の宿泊施設にて支払いが行われたもの。ただし、1泊あたり9,800円/人を上限とする。上限金額の範囲内であれば、宿泊とセットになっている朝食代、夕食代も助成の対象とする。）
- ③ 撮影・取材に係る経費（記事等の制作に必要な場合のみ支給する。市内の施設・事業者へ支払いが行われたもの）
 - ・施設入場料
 - ・ガイド料
 - ・食糧費
- ④ その他、松江フィルムコミッション協議会会長が必要と認める経費

(2) 取材費用の助成額はかかった費用の実額とし、予算の範囲内において、原則として1申請（1案件）当たり20万円を上限とする。

（助成の申請）

第4条 助成を受けようとする者は、取材実施前に、取材費用支援申請書（様式第1号）に企画書（任意書式）を添えて、松江フィルムコミッションに提出しなければならない。

（助成の決定）

第5条

- (1) 松江フィルムコミッションは、前条による申請があった場合は内容を審査し、助成を決定することとしたときは、取材費用支援決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下「助成決定者」という。）に通知する。
- (2) 助成の決定にあたっては、松江市の観光施策の方向性に即した記事を優先するものとする。

（助成対象事業の変更・中止）

第6条 助成対象事業を変更し、又は中止する場合は、取材費用支援事業変更（中止）申請書（様式第3号）を松江フィルムコミッションに速やかに提出すること。

（実績等の報告）

第7条 助成決定者は、取材実施後記事の掲載等がなされた際は、速やかに取材費用支援実績報告書兼精算書（様式第4号）に領収書等必要な書類を添えて松江フィルムコミッションに提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第8条 松江フィルムコミッションは、前条による実績報告書類の提出を受けた場合は必要な検査を行い、内容が適正であると認めたときは助成金額を確定し、取材費用支援支払通知書(様式第5号)により助成決定者に通知するとともに速やかに助成金を支払うものとする。

(助成の決定の取消)

第9条 松江フィルムコミッションは、以下の場合には助成の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 企画書等の提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 松江フィルムコミッションが求める書類等の提出がされないとき

(雑則)

第10条 本書に定めのない事項については、松江フィルムコミッションが別に定める。

附 則 この要綱は、令和2年11月5日から施行する。